

入札契約制度の見直し等について

本市の入札契約制度につきまして、下記のとおり見直し等を行いますので、お知らせいたします。詳細につきましては別紙を参照してください。

記

1 入札参加資格登録における各等級を区分する総合点数について（建設工事、測量及び建設コンサルタント等業務）

- 入札参加資格者名簿における等級区分について、各区分の登録事業者数を適正化し、同一区分内での競争性を確保するため、等級を区分する総合点数を見直します。
（造園工事については、見直しの結果が現在の総合点数と同点であったため、総合点数は変更しません。）

2 建設工事における技術者要件の緩和等に係る運用について

- 建設工事においては、補正予算の円滑執行に向け、早期発注と技術者不足の懸念に対応するため、適正な工事の施工を前提として一定の条件を満たした場合における技術者要件を緩和する特例を設けるとともに、総合評価落札方式の対象工事における入札手続きを簡素化する特例を設けます。なお、この特例は平成 26 年 3 月 31 日までとなります。

3 総合評価落札方式における技術評価項目等の見直しについて

- 総合評価落札方式について、業者の技術力を的確に評価し、さらなる工事品質の確保を図るため、対象案件の選定方法、及び技術評価項目を見直します。

4 適用

平成 25 年 4 月 1 日（ただし、2 については平成 25 年 3 月 22 日より適用します。）

1 入札参加資格登録における各等級を区分する総合点数について（建設工事，測量及び建設コンサルタント等業務）

- 入札参加資格者名簿における等級区分について，各区分の登録時業者数を適正化し，同一区分内での競争性を確保するため，等級を区分する総合点数を見直します。
(造園工事については，見直しの結果が現在の総合点数と同点であったため，総合点数は変更しません。)

※ 平成25・26年度の等級区分は以下のとおりです。

(1) 建設工事

ア. 土木一式工事

等級	総合点数	発注標準金額
A	880 点以上	2,400 万円以上
B	770 点以上 880 点未満	1,400 万円以上 2,400 万円未満
C	680 点以上 770 点未満	600 万円以上 1,400 万円未満
D	680 点未満	600 万円未満

イ. 建築一式工事

等級	総合点数	発注標準金額
A	880 点以上	1,500 万円以上
B	720 点以上 880 点未満	300 万円以上 1,500 万円未満
C	720 点未満	300 万円未満

ウ. ほ装工事

等級	総合点数	発注標準金額
A	810 点以上	700 万円以上
B	660 点以上 810 点未満	450 万円以上 700 万円未満
C	660 点未満	450 万円未満

エ. 管工事

等級	総合点数	発注標準金額
A	890 点以上	900 万円以上
B	730 点以上 890 点未満	300 万円以上 900 万円未満
C	730 点未満	300 万円未満

オ. 電気工事

等級	総合点数	発注標準金額
A	950 点以上	1,400 万円以上
B	760 点以上 950 点未満	400 万円以上 1,400 万円未満
C	760 点未満	400 万円未満

カ. 造園工事

等級	総合点数	発注標準金額
A	730 点以上	500 万円以上
B	730 点未満	500 万円未満

キ. とび・土工・コンクリート工事

等級	総合点数	発注標準金額
A	710 点以上	450 万円以上
B	710 点未満	450 万円未満

(2) 測量及び建設コンサルタント等業務

ア. 測量業務

等級	総合点数	発注標準金額
A	200 点以上	350 万円以上
B	200 点未満	350 万円未満

イ. 補償関係コンサルタント業務

等級	総合点数	発注標準金額
A	170 点以上	500 万円以上
B	170 点未満	500 万円未満

2 技術者要件の緩和等に係る運用

- 建設工事においては、補正予算の円滑執行に向け、早期発注と技術者不足の懸念に対応するため、下記(1)、(2)の特例を設けます。

(1) 技術者要件の緩和

ア 対象工事

- 適正な工事の施工を前提として一定の条件を満たした場合について、技術者要件を緩和する特例を、平成26年3月31日まで設けます。

改正後 項目及び内容	現行 項目及び内容
<p>・専任の主任技術者</p> <p>宇都宮市上下水道局が認める6,000万円未満の工事で、下記の①又は②の条件を満たす場合、兼任を認める。(2件まで)</p> <p>① 他機関が発注した工事と兼任する場合は、一体性や連続性があるもの又は相互調整が必要なもので、かつ工事現場相互の間隔が5km程度(上限6km)</p> <p>② 宇都宮市上下水道事業管理者が発注した工事</p> <p>(平成26年3月31日までに入札公告する工事)</p>	<p>・専任の主任技術者</p> <p>請負金額2,500万円以上の建設工事において、建設業法の規定に基づき専任で配置している</p>
<p>・現場代理人</p> <p>次の要件を全て満たす場合、兼任を認める。なお、兼任を行う場合は、工事現場のいずれかに常駐しなければならない。</p> <p>① 宇都宮市上下水道事業管理者が発注した工事</p> <p>② 兼任を認める工事の件数は、現場代理人1人につき2件まで</p> <p>③ 当初の請負金額が6,000万円未満(2,500万円以上の工事は、専任の主任技術者の兼任を認めた工事のみ)</p> <p>④ 兼任する現場代理人が、兼任する2件の工事以外の主任技術者でない</p> <p>⑤ 宇都宮市上下水道局が兼任を認められないと判断した工事でない</p> <p>⑥ 請負金額2,500万円以上は連絡員を配置</p> <p>(平成26年3月31日までに入札公告する工事)</p>	<p>・現場代理人</p> <p>次の要件を全て満たす場合、兼任を認める。なお、兼任を行う場合は、工事現場のいずれかに常駐しなければならない。</p> <p>① 宇都宮市上下水道事業管理者が発注した工事</p> <p>② 兼任を認める工事の件数は、現場代理人1人につき2件まで</p> <p>③ 当初の請負金額が2,500万円未満</p> <p>④ 兼任する現場代理人が、兼任する2件の工事以外の主任技術者でない</p> <p>⑤ 宇都宮市上下水道局が兼任を認められないと判断した工事でない</p>

イ 兼任手続き

- (ア) 専任の主任技術者を兼任する場合、受注者は、別添「専任を要する主任技術者の兼任届出書（様式第1号）」、「専任を要する主任技術者の兼任申請書（様式第2号）」を契約締結前（確認申請提出時）に必要部数を企業総務課へ提出してください。
- (イ) 請負金額2,500万円以上の工事で現場代理人を兼任する場合、受注者、別添「連絡員選定（変更）届出書兼誓約書（様式第2号）」を契約締結前（確認申請提出時）に必要部数を企業総務課へ提出してください。

(2) 早期執行対策

- ・ 総合評価落札方式の対象工事における入札手続きを簡素化する特例を、3月補正で計上した工事のみ設けます。

改正後 項目及び内容	現行 項目及び内容
・ 総合評価落札方式の対象工事 3月補正で計上した工事のみ、一般競争入札により入札を実施	・ 総合評価落札方式の対象工事 総合評価落札方式により入札を実施

※詳細については「入札参加者の心得」及び各案件の公告文等をご確認ください。

3 総合評価落札方式における技術評価項目等の見直し

- 総合評価落札方式について、業者の技術力を的確に評価し、さらなる工物品質の確保を図るため、対象案件の選定方法、及び技術評価項目を見直します。

(1) 対象案件の選定の方針

- 従来、原則6,000万円以上の「土木一式工事」及び「建築一式工事」について対象としておりましたが、平成25年度においては、工種にかかわらず、設計金額・工事内容・施工条件などを勘案して、実施効果の高い工事を選定します。
- なお、下記の各項目は、発注部局や案件の内容に応じ、変更して運用する場合があります。

改正後	現行
<ul style="list-style-type: none"> 以下の5項目中、原則として2項目以上に該当する工事について総合評価落札方式を実施する。 ただし、総合評価落札方式によることで品質の向上が期待できる工事については、上記にかかわらず実施する。 【土木一式、ほ装、管、とび・土工・コンクリートなど】 <ol style="list-style-type: none"> ①設計金額6,000万円以上 ②重要構造物を含む工事 ③掘削高さ5.0m以上の土留工を含む工事 ④特に厳密な工程管理、安全管理又は環境保全への配慮が必要な工事 ⑤一般的でない工法等を使用する工事 【建築一式、電気など】 <ol style="list-style-type: none"> ①設計金額6,000万円以上 ②建築士法第3条に該当する新築・増築・大規模改造工事 ③既存設備との整合を図る必要がある工事で、②の建築物に係るもの ④特に厳密な工程管理、安全管理又は環境保全への配慮が必要な工事 ⑤一般的でない工法等を使用する工事 技術的工夫の余地が小さい場合、施工規模が小さい場合、緊急性を有する場合などは、総合評価落札方式を採用しないことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則6,000万円以上の「土木一式」及び「建築一式」工事について実施する。 ただし、技術的工夫の余地が大きいなど、総合評価落札方式によることで品質の向上が期待できる場合は、工種・金額にかかわらず実施する。 耐震補強及び災害復旧については、総合評価落札方式を実施しない。

(2) 技術評価項目の見直し

【Aタイプ】

改正後			現行		
項目及び内容			項目及び内容		
<p>・ 工事成績評定点 過去3か年度の 工種ごとの工事 成績評定点の平 均値X（小数点第 2位以下切捨て） により評価 ただし、市内本 店の地域要件を 設けない案件は、 全者工事成績評 定点なしとする。</p>	75点以上	5.0点	<p>・ 工事成績評定点 過去3か年度 の工種ごとの工 事成績評定点の 平均値X（小数点 第2位以下切捨 て）により評価 （配点：上限5点）</p>	75点以上	5.0点
	67点以上75点 未満は下式によ り算定する $X/2 - 32.5$	4.95点 ～1.0点		67点以上75点 未満は下式によ り算定する $X/2 - 32.5$	4.95点 ～1.0点
	67点未満又は工 事成績評定点な し	0点		67点未満	0点
<p>・ 市内業者の施工割 合 当該工事にお ける市内業者の 施工割合を評価 する。</p>	<p>算定式 $0.25 \times (C - A) \div (B - A)$ A: 入札参加者の 平均の市内業者 施工割合 B: 入札参加者中 で最高の市内 業者施工割合 C: 当該参加者の 市内業者施工 割合 計算結果が0未 満の場合は0点 とする。</p>	0.25点 ～0点	<p>・ 市内業者への下請発注 （配点：上限0.25点）</p>		

【Bタイプ（専門性が高い案件用）】

改正後			現行		
項目及び内容			項目及び内容		
・同種工事施工実績	<ul style="list-style-type: none"> ・実績有り 算定式 $2.5 \times (C - A) \div (B - A) + 1$ A：入札参加者の平均の実績高 B：入札参加者中で最高の実績高 C：当該参加者の実績高 計算結果が 1 未満の場合は 1 点とする。	3.5 点 ～ 1.0 点	・同種工事施工実績	実績が豊富（5件以上）	3.0 点
				実績あり	1.5 点
	<ul style="list-style-type: none"> ・実績なし 	0 点		実績なし	0 点
・配置予定技術者の同種工事施工実績	<ul style="list-style-type: none"> ・実績あり 算定式 $3.5 \times (C - A) \div (B - A) + 1$ A：入札参加者の平均の実績高 B：入札参加者中で最高の実績高 C：当該参加者の実績高 計算結果が 1 未満の場合は 1 点とする。	4.5 点 ～ 1.0 点	・配置予定技術者の同種工事施工実績	実績が豊富（3件以上）	4.0 点
				実績あり	2.0 点
	<ul style="list-style-type: none"> ・実績なし 	0 点		実績なし	0 点

<p>・優良工事表彰状況 過去 10 か年度における下記の優良工事表彰の受彰の有無により評価する。</p> <p>①宇都宮市長又は栃木県知事表彰 ②関東地方整備局長表彰(栃木県内施工) ③事務所長等表彰(栃木県内の国土交通省発注又は栃木県発注)</p>	①又②の受彰歴あり(過去3か年度)	3.0点	—
	①又②の受彰歴あり(上記を除く過去5か年度), ③の受彰歴あり(過去3か年度)	2.25点	
	①又②の受彰歴あり(上記を除く過去7か年度), ③の受彰歴あり(上記を除く過去5か年度)	1.5点	
	①又②の受彰歴あり(上記を除く過去10か年度), ③の受彰歴あり(上記を除く過去7か年度)	0.75点	
	③の受彰歴あり(上記を除く過去10か年度)	0.25点	
	受彰歴なし	0点	
<p>・市内業者の施工割合</p> <p>当該工事における市内業者の施工割合を評価する。(元請+一次下請)</p>	<p>算定式 $1 \times (C - A) \div (B - A)$</p> <p>A: 入札参加者の平均の市内業者施工割合 B: 入札参加者中で最高の市内業者施工割合 C: 当該参加者の市内業者施工割合</p> <p>計算結果が0未満の場合は0点とする。</p>	<p>1.0点 ~0点</p>	<p>・市内業者への下請発注 (配点: 上限0.5点)</p>